

事前評価調書

I 事業概要																																													
事業名	急傾斜地崩壊対策事業																																												
地区名	坂場区域																																												
事業箇所	北設楽郡東栄町地内																																												
事業のあらまし	坂場区域は、愛知県の北設楽郡東栄町に位置し、人家3戸及び指定避難所である旧御園小学校跡地を保全対象とする急傾斜地崩壊危険区域である。当区域の地質は、強風化安山岩のため脆弱で崖高が19mもあり、非常に危険な状況です。このため、緊急的な対策工事を行い、災害防止機能の向上を図るものである。																																												
事業目標	【達成（主要）目標】 ・ 人家3戸、指定避難所である旧御園小学校跡地を急傾斜地の崩壊による土砂災害から保護する。 【副次目標】 （必要に応じて記載する） ・ なし																																												
事業費	事業費		内訳																																										
	2.80億円		□工事費2.40億円、□用補費0.03億円、□その他0.37億円																																										
事業期間	採択予定年度	平成27年度	着工予定年度	平成27年度	完成予定年度	平成30年度																																							
事業内容	法面抑止工																																												
II 評価																																													
①事業の必要性	1) 必要性	地山の風化等の影響により施設の災害防止機能の不足が見られ、放置すれば重大な災害につながるおそれがある。このため緊急的な改築を行い、保全対象を保護する必要がある。																																											
	判定	A	A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 急傾斜地の崩壊から保全対象を保護する必要があるため。																																										
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・擁壁工</td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・法面工</td> <td>←</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="4">2.8</td> </tr> </tbody> </table>							H27	H28	H29	H30	工種区分	調査・設計	←	→			用地補償	←	→			工事	←			→	・擁壁工			←	→		・法面工	←		→		事業費（億円）		2.8			
			H27	H28	H29	H30																																							
	工種区分	調査・設計	←	→																																									
用地補償		←	→																																										
工事		←			→																																								
・擁壁工				←	→																																								
	・法面工	←		→																																									
事業費（億円）		2.8																																											
2) 地元の合意形成	緊急改築工事の要望の聲が高まっているため、合意形成は図られていると判断する。																																												
判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 事業計画に無理はなく、地元の合意形成も図られているため。																																											
III 対応方針																																													
妥当	事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。																																												
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																													
<input checked="" type="checkbox"/> 対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 【主な評価内容】 ・ 急傾斜地崩壊防止施設や保全対象の状況から事業効果を確認する。																																													